

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説明) 第6期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料の改定等を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案

国立市介護保険条例(平成12年3月国立市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)

第39条第1項第1号に掲げる者 27,100円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 40,600円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 47,400円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 56,200円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 67,800円

(6) 合計所得金額が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 74,500円

(7) 合計所得金額が125万円以上200万円未満であり、かつ、前各

- 号のいずれにも該当しない者 84,700円
- (8) 合計所得金額が200万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 101,700円
- (9) 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 118,600円
- (10) 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 135,600円
- (11) 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 152,500円
- (12) 前各号のいずれにも該当しない者 169,500円

第10条第3項中「第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ並びに第6号ロ」を「第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に改め、「(第1項に規定する者を除く。)並びに令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者」を削り、「当該被保険者」を「当該第1号被保険者」に、「第39条第1項第1号から第6号まで」を「第39条第1項第1号から第9号まで」に改める。

第15条第2項中「第9条」を「第7条」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の国立市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成27年度及び平成28年度における保険料の特例)

- 3 介護保険法第124条の2第1項に規定する所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第7条第1項第1号に該当する者の

平成27年度及び平成28年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、23,700円とする。